

・受付面接について

Q1：いつから受付（面接）の予約は可能ですか。

A1：9月8日（金）から行政オンラインシステムから予約可能です。

Q2：きょうだい同時に申し込みたいのですか、どのように予約したらいいですか。

A2：2 枠連続でご予約ください。例）10 時 00 分の枠で 1 人分・10 時 15 分の枠で 1 人分

Q3：面接（受付）では何をしますか。

A3：利用申込書の記載内容と申込児童の健康状態等を区役所の職員が確認します。

Q4：面接（受付）はいつありますか。両親ともに揃っている必要はありますか。

A4：利用申込書受付時に面接を行います。日時は、予約時に決定します。当日都合が悪くなった場合は、後日区役所での予備受付(面接)日(10月16日(月)まで・要予約)に変更して面接を行います。保護者はお1人で大丈夫ですが、必ず申込児童と一緒にお願いします。

Q5：第1希望園の予約枠が埋まっていました。面接（受付）の予約はどのように取ればいいですか。

A5：希望順位の高い保育施設または指定外の枠で面接（受付）の予約をお取りください。面接（受付）場所は、利用調整に影響ございませんので、必ず、10月16日(月)までに、面接（受付）の予約をお取りください。

Q6：10月16日(月)の申込期限に間に合わなかった場合は、どうすればいいですか

A6：申込期限に間に合わなかった場合は、1次調整の対象から外れ2次調整の対象となります。1次調整終了後、希望保育施設に空きがある場合のみ利用調整しますので、利用は難しくなります。

Q7：令和6年度一斉利用の受付（面接）時に、令和5年度の年度途中の申込もあわせてできますか。

A7：同時に申込が可能です。同時に申込まれる場合は、令和6年度の利用申込書と令和5年度の利用申込書を1部ずつご準備ください。令和5年11月入所を希望される場合は、10月5日(木)までにお申込みください

・区外・市外からの転居について

Q1：現在、区外に住んでいて、都島区への転居を予定しています。4月から都島区内の施設の利用を希望しています。申込はどこでしたらいいですか。

A1：市内在住方の場合、申込時の居住地の区役所でお申込みください。

Q2：現在、市外に住んでいて、都島区への転居を予定しています。4月から都島区内の施設の利用を希望しています。どのように手続きすればいいですか。

A2：大阪市外の在住で転居予定の方は、基本は居住地の市町村を通して10月16日（月）必着で申込みとなります。利用申込書は、居住地の市町村の書式で受付可能です。また、転居先住居の売買または賃貸借の契約書等の写し、保護者の最新の課税証明書等が必要になります。なお、居住予定の住所が決まっており、児童と一緒に申込に来庁可能であれば、大阪市の書式で都島区役所でも受付させていただきます。

・利用申込書について

Q1：利用申込書はどこでもらうことができますか

A1：区役所または区内保育施設等で配布しておりますので、どちらかでお受け取りください。大阪市ホームページからも利用申込書をダウンロードできますので、ご利用ください

Q2：マイナンバーが分からないのですが、個人番号記入用紙はどのように記入したらいいですか。

A2：原則として必要ですが、大阪市内に住民票があれば、マイナンバー記載用紙がなくても受付できます。提出の際は、窓口来庁者ではなく、支給認定保護者（申込書右上記載の保護者）のマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類が必要になります。

Q3：マイナンバーの本人確認書類は何を持っていけばいいですか。

A3：支給認定保護者（申込書右上記載の保護者）のマイナンバーカード又はカードの写しがあれば本人確認書類は不要です。通知カードの場合は、運転免許証等（写し可）をご持参ください。

Q4：面接（受付）までに、提出書類が間に合わない場合はどうすればいいですか。

A4：提出可能な申込書類を10月16日（月）までに必ず提出ください。不足書類は11月15日（水）まで受付可能です。11月15日（水）までに提出がない場合は、提出済みの書類で利用調整します。

Q5:きょうだい同時に申請をしたいのですが、利用申込書は1人分ずつ必要ですか。

A5:児童1人分ずつの利用申込書が必要です。就労証明書等の証明書類も児童1人につき1部ずつ必要ですので、きょうだい同時に申込される場合は、人数分ご準備ください。

Q6:郵送で利用申込書を提出できますか。

A6:郵送等での受付はできません。

Q7:現在、R5年度の利用申込中で保留の状態が続いています。R6年4月以降も、入園を希望する場合は、もう一度利用申込書を提出する必要がありますか。

A7:申込は年度ごとに必要です。再度、利用申込書や就労証明等の必要書類をそろえて、10月16日(月)までに必ず、お申込みください。

Q8:両親ともに就労しているが、就労証明書は2人とも提出する必要がありますか。

A8:保護者全員の就労証明書の提出が必要です。

Q9:復職後は、時短勤務をする予定にしています。就労証明書はどのように記入を依頼したらいいですか。

A9:就労証明書のNo.12の欄に、時短勤務についてご記入ください。No.6の欄には、令和6年4月時点の雇用契約上の勤務時間をご記入ください。

Q10:派遣で仕事をしており、復職先や勤務状況が分からない状態です。この場合、勤務証明書はどこに記入を依頼すればいいですか。

A10:就労証明書は派遣元に記入をご依頼ください。有期期間につきましては、更新見込みの有無を備考欄に記載していただくよう派遣元にご依頼ください。

Q11:利用申込書や証明書類を書き間違えた場合は、訂正印はいりますか。

A11:押印不要の書類につきましては、訂正印不要です。訂正箇所には二重線を引いてください。押印のある書類につきましては、訂正印が必要です。

・利用調整について

Q1:利用調整はどのようにして行いますか。

A1:「保育利用調整基準」に基づいて行います。詳細につきましては、利用申込書のパンフレット「保育施設・保育事業利用の案内」をご確認ください。

Q2：現在の勤務先を辞めて、令和6年4月から新しい職場で就労を開始する予定です。この場合、点数はどうなりますか。

A2：令和6年4月から転職される場合は、就労ではなく就労内定での利用調整となります。

Q3：現在、育児休業中です。令和6年4月から短時間勤務した場合、利用調整の点数はフルタイムでの就労に比べて低くなりますか。

A3：利用調整の点数は、雇用契約時間に基づきます。そのため、時短勤務をされる場合でも雇用契約時間に変更がない場合は、点数は低くなりません。

Q4：現在、求職活動中です。申込後に就労が決まった場合はどうすればいいですか。

A4：就労が決まり次第、就労証明書を提出してください。ただし、11月15日（水）までに、提出がない場合は、求職活動での利用調整となります。

Q5：現在、仕事をしていません。令和6年4月からの保育施設の利用を検討していますが、申込は可能ですか。

A5：求職活動で利用申込が可能です。求職活動で入所を希望される場合は、入所後3カ月以内に、就労を開始していただく必要がございます。また、3才児以降の児童につきましては、認定こども園の1号認定（幼稚園利用）や幼稚園も利用可能です。認定こども園の1号認定（幼稚園利用）や幼稚園のお申込み方法等につきましては、それぞれの施設にご確認ください。

Q6：令和6年4月時点で、6か月になっていないが復職する必要があります。園の利用を希望したいのですが、どうすればいいですか。

A6：都島区内の認可の保育施設は、原則生後6か月以上の児童を対象としています。その為、10月2日以降に生まれた児童は一斉入所の対象となりません。令和6年5月入所希望は、期間外の申請として扱いますので、入所希望月（生後6か月になる月）の前月5日（4月途中利用希望のみ令和6年2月9日（金）締め切り）までにお申込みください。なお、令和6年5月以降の入所希望の場合は、生後6か月未満でも利用可能な園が数か所ございます。詳細につきましては、都島区役所保育担当までお問い合わせください。

Q7：令和6年4月からの利用が内定した後に、利用の辞退をすることは可能ですか。

A7：利用内定後に、辞退することも可能です。辞退される場合は、都島区役所2階23番窓口までお越しいただき、辞退届をご提出ください。なお、利用内定決定後に辞退された場合は、令和6年度中の利用調整の際に5点の減点となります。また、再度、利用申込書を提出していただく必要がございます。

Q8：利用調整の結果はいつ分かりますか。

A8：令和6年1月25日（木）に、一斉入所でお申込みされた方全員に対し、郵送（普通郵便）にて内定通知書・保留通知書のいずれかを発送します。事前に利用調整結果や状況をお伝えできませんので、ご了承ください。

Q9：令和6年4月からの利用を希望していたが、1次調整では保留になりました。2次調整を希望する場合は、再度、利用申込書を提出する必要がありますか。

A9：1次調整で保留となった申込書は、自動的に2調整の対象となります。その為、再度利用申込書の提出は不要です。希望園の変更を希望される場合は、令和6年2月9日（金）までに、変更届を区役所にご提出ください。なお、行政オンラインシステムからも変更の手続きが可能です。

・希望園について

Q1：区内・区外の両方の保育施設を希望しているが、どのように申込すればいいですか。

A1：1枚の利用申込書に、区内外の希望園を混ぜてご記入ください。区外の保育施設を第1希望とされる場合も、利用申込書は都島区役所にご提出ください。都島区から希望先の区に書類を送付します。

Q2：申込みをした後に、希望園を変更することは可能ですか。

A2：11月15日（水）までは、希望園の変更が可能です。行政オンラインシステム又は、区役所窓口で、変更届をご提出ください。

Q3：認可保育園の他に、認可外保育施設や幼稚園の利用を検討しています。同時に申込みすることは可能ですか。

A3：同時に申込することは可能です。なお、区役所で利用調整を行うのは、認可保育施設のみです。認可外保育施設や幼稚園のお申込み方法等は、それぞれの園に直接ご確認ください。

・育児休業延長について

Q1：育児休業延長が可能のため、他の希望者より後順位にしてほしいがどのように手続きすればいいですか。

A1：令和6年度の利用申込書をご準備いただき、後順位でお申込みください。なお、混雑緩和のため、2次調整（受付期間）でお申込みください。2次調整で申込される場合は、事前予約は不要です。結果につきましては、令和6年2月29日（木）に発送いたします。

Q2：令和5年度中は育児休業延長が可能のため、他の希望者より後順位にしてほしいが、一斉利用受付（面接）とは別で申請する必要がありますか。

A2：一斉利用受付（面接）時に、令和5年度の利用申込書も合わせてご提出ください。

・その他

Q1：令和6年4月から園を利用する場合は、いつまでに復職する必要がありますか。

A1：慣らし保育期間を含め、4月中に復職していただく必要があります。入所後に復職証明書の提出をしていただきますので、提出がない場合は退所となる可能性がございます。

Q2：保育料はどのように決定されますか。また、いつ保育料を知ることができますか。

A2：保育料は、保護者の市民税所得割額の合計額により決定します。具体的な保育料表は申込パンフレット「保育施設・保育事業利用の案内」の裏面に記載しておりますので参考にしてください。また、保育料決定通知書は、入所後に保育施設を通じて配付します。